

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年8月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900018 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900022 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月12日の標準賞与額を94万5,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月12日

A社から、請求期間において、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る給与台帳（写）及び総合給与預金払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（写）により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額94万5,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月18日に日本年金機構B事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900019 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900023 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月12日の標準賞与額を87万円に訂正することが必要である。

平成28年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月12日

A社から、請求期間において、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る給与台帳（写）及び総合給与預金払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（写）により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額87万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月18日に日本年金機構B事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900020号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900024号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月12日の標準賞与額を66万円に訂正することが必要である。

平成28年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月12日

A社から、請求期間において、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る給与台帳（写）及び総合給与預金払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（写）により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額66万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月18日に日本年金機構B事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900021号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900025号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月12日の標準賞与額を65万5,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月12日

A社から、請求期間において、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る給与台帳（写）及び総合給与預金払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（写）により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額65万5,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月18日に日本年金機構B事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900022 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900026 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月12日の標準賞与額を53万6,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和59年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月12日

A社から、請求期間において、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る給与台帳（写）及び総合給与預金払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（写）により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額53万6,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月18日に日本年金機構B事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900023 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900027 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月12日の標準賞与額を58万9,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月12日

A社から、請求期間において、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る給与台帳（写）及び総合給与預金払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（写）により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額58万9,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月18日に日本年金機構B事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900024 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900028 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月12日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成28年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和59年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月12日

A社から、請求期間において、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主から提出された請求者に係る給与台帳（写）及び総合給与預金払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）（写）により、請求者は、同社から請求期間に標準賞与額18万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年2月18日に日本年金機構B事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。